

# 反民主主義論

2017年7月28日

国土政策研究会

顧問 岩井國臣

# 反民主主義論

## 目次

### はじめに

## 第1章 民主主義の危機

### 第1節 フランシス・フクヤマについて

- 1、中国への悪影響
- 2、フランシス・フクヤマの言う「説明責任」
- 3、フランシス・フクヤマの歴史観について
- 4、フランシス・フクヤマの誤り

### 第2節 反民主主義を唱える人たち

- 1、山崎正和
- 2、スイスインフォ
- 3、プラトンとニーチェとミヒェルス
- 4、佐伯啓思

# 第2章 民主主義の本質

## 第1節 アメリカの民主主義について

## 第2節 イギリスの民主主義について

- 1、まえがき
- 2、イギリスの議会
- 3、イギリスとEU

おわりに

# はじめに

現在、民主政治が理想の政治形態だというのが私たちの常識になっているようだ。しかし、果たして民主政治が理想の政治形態であろうか。民主政治の対極にある政治形態として中国における天命による政治形態があり、これもなかなか捨て難い政治形態である。

プラトン・アリストテレス・アリストパネスなどの知識人は民主政を「衆愚政治」と批判し、プラトンは「哲人政治」を主張した。後にアテネを含む古代ギリシアが衰退して古代ローマの覇権となると、大衆には国家を統治する能力は無いと考える時代が長く続いた。

塩野七生など学識経験者で、今の政治に対し、哲人政治とまではいわなくても、強い政治を望む声が少なくないのも事実だと思うが、そういう人の考えには、プラトンなど古代ギリシアの知識人の考えが、潜在的に影響しているのではないか。かかる観点から、哲人政治を理想とするプラトンの考えに照らして、中国における天命思想にもとづく政治形態は大変魅力のある政治形態であるように見える。

一年少々前に佐伯啓思は、「自由と民主主義はもうやめる」という大変面白い本（2008年11月。幻冬社）を書いた。彼の言いたいことは「アメリカ一辺倒の時代はもう終わったよ！」ということだ。

フランシス・フクヤマは、1989年、ナショナル・インタレストに掲載した論文「歴史の終わり？」において、「人間の政府の最終形態としての自由民主主義」「自由主義国家」「政治的自由主義」「経済的自由主義」が最終的な勝利を収めることで社会制度の発展が終わり、人類発展としての歴史が「終わる」という仮説を提示し、1992年にはFree Press社からさらに本格的に論じた「歴史の終わり」を発表、アメリカ新世紀プロジェクト賛同者に名を連ねるなどネオコン思想家として一躍脚光を浴びることとなる。

しかし、佐伯啓思は、フランシス・フクヤマの歴史観に対し、疑問を呈し、著書「自由と民主主義はもうやめる」（2008年11月。幻冬社）の中で、『本当に、歴史は終わったのか???』と言っているのだ。

さらに、最近、佐伯啓思は、「反・民主主義論」（2016年10月、新潮社）という本を書き、その「まえがき」で、『2015年から16年にかけて、どういうわけか「民主主義」の意味を改めて問いかけたくなるような出来事があいついだ。それも日本だけでなく、世界的にである。』と述べ、日本、アメリカ、イギリスの例を挙げた上で、『こ

れだけ列挙しただけでも、21世紀のこの時期に、「民主主義」が改めて問題になっているのだ。』と「民主主義」の衰退がはっきりしてきたことを強調している。

この「反民主主義論」という私の論文は、中国の「天命政治」を擁護するとともに、反民主主義を唱える佐伯啓思など多くの人たちの考えを紹介し、民主主義の本質を明らかにしようとするものである。

# 第1章 民主主義の危機

## 第1節 フランシス・フクヤマについて

### 1、中国への悪影響

多くの国民が賢くて国家に対して色々と要求をするような国家より、多くの国民が神を信じながら無欲になって無為自然の中に生きる、そういう方が国民も幸せだし、国家にとっても都合がいい。老子の第3章と第65章にはそういう趣旨のことが書かれている。

しかし、国民の中には、賢くて国家に対して色々と要求をするような人も出てくる。そういう人は、現在ではインターネットを使って人々に働きかけ、政府に対してデモを行い、国家に働きかけ、自分たちの要求を実現しようとする。

中国では、その代表が劉暁波である。劉暁波は、コロンビア大学で客員研究者として米国でアメリカの政治を学んだ人であるが、天安門事件に関連して、3度に渡って投獄された。

2008年、「世界人権宣言」発表60周年を意識してか、劉暁波は、中国の大幅な民主化を求める「零八憲章」の主な起草者となり、再び中国当局に身柄を拘束された。

インターネット上で公開されたサイトは当局によって即座に閉鎖されたが、コピーが転載され続け、2008年12月署名者は6191人、最終的には1万名余りに達した。

2010年2月に「国家政権転覆扇動罪」による懲役11年および政治的権利剥奪2年の判決が下され、4度目の投獄となり遼寧省錦州市の錦州監獄で服役。2017年5月末に末期の肝臓がんと診断され、家族らが仮出所を申請し認められたため6月末に仮出所した。現在、中国医科大付属第一医院（中国語版）に入院し闘病生活を送っている。

「零八憲章」は一言で言えば、民主主義のことであり、フランシス・フクヤマの言う「説明責任」を求めるものである。

### 2、フランシス・フクヤマの言う「説明責任」

フランシス・フクヤマによれば、近代国家の必要条件はデモクラシーではなくてアカウントビリティである。これに対する適切な日本語がないため「説明責任」という意味不明の言葉に訳されるが、これは単なる「説明する責任」ではなく、「説明のつく行動をとる責任」である。

アカウントビリティには、「結果に対する責任」と「説明する責任」の二つの責任の意味合いが含まれる。まず、「結果に対する責任」とは自己の役割を全うし、求められた結果を出すことをいう。一方、「説明する責任」とは他者から求められた情報を十分に開示し、結果に至った理由を説明することをいう。

ベストセラー「歴史の終わり」から21年。フランシス・フクヤマが最後の仕事に選んだテーマは、世界・全社会における「政治秩序の起源」という課題であり、その著作の日本版が「政治の起源」（2013年11月、講談社）である。

その要点を言えば、近代国家の三大必要条件は、一つには「国家」つまり国家の強力な権力、二つ目には「法の支配」それが適正に行使されるための憲法と法律が整っていること、三番目には国家権力は憲法と法律にしたがって適正に行使されていないとしないことがある。この三番目の必要条件が「アカウントビリティ」であるが、日本版が「政治の起源」（2013年11月、講談社）では「説明責任」と意味不明の言葉に訳されているので、日本版「政治の起源」（2013年11月、講談社）を読んでもなかなかフランシス・フクヤマの真意が理解できない。

そこで、私は、「説明責任」を「国家の国民に対する責任」と言い換えたい。「国家の国民に対する責任」は、民主主義国家では「国家の国民に対する結果責任と説明責任」となるし、共産党一党独裁の中国では、「国家の国民に対する指導責任」となる。中国の最高権力者は、多くの国民が神を信じながら無欲になって無為自然の中に生きる、そのような生き方ができるよう指導しなければならない。民主主義にかぶれ、共産党一党独裁国家を転覆させようとする輩を決して許してはならないのだ。

中国は、その長い歴史の中で「天命政治」が行われてきたのであり、多くの国民が神（道教の神々）を信じながら無欲になって無為自然の中に生きる、そういう方が国民も幸せだし、国家にとっても都合がいいという「老荘の思想」が息づいてきたのである。ゆめゆめ民主主義を理想としてはならない。

### 3、フランシス・フクヤマの歴史観について

米国のありようはよくも悪くも民主主義と資本主義への評価を左右する。金融危機や格差の広がり、与野党がにらみ合うばかりの政治、ふらつく対外政策など近年の米国に対して

は失望の声が少なくない。かかる観点から、2015年1月、日経新聞米州総局編集委員の西村博之が東西冷戦終結の直後、西側の最終勝利を宣言した米政治学者フランシス・フクヤマ氏にインタビューをした。そのやりとりは次の通りである。

——ロシアと米国の対立が激しくなっています。

「世界政治に厄介な変化がいくつも起きている。一つがロシア問題で、冷戦後の25年間で最大の失望だ。民主化を進め欧州の一員になると思われたが、プーチン大統領のもとでファシズムにも似た、たちの悪いナショナリズムへと転じ、領土の拡張も目指している」

「もう一つ厄介な動きは中国だ。巨大で権威主義的な国が近隣国に領土を主張している点はロシアと共通する。しかも両国とも国民の強い支持が背後にある」

——1989年の論文「歴史の終わり？」で民主主義と資本主義の勝利を宣言しました。いま「新冷戦」という言葉も聞かれます。

「東西冷戦には地政学的な闘争とイデオロギー対立の両面があった。もはやイデオロギー対立は存在しない。大事なのは目標としての社会制度の最終形態が何かということだ。その歴史の終着点が民主主義だという事実は揺るがない。旧ソ連は共産主義を世界に広めようとしたが、いまのロシアはエネルギー輸出に頼る質の低い国家制度にすぎず、誰もまねしないはずだ」

——中国はどうですか。

「勢いをもつ唯一の対抗勢力は中国だ。ただ同国は自らの体制を他国に広げる気はない。自国には最適だと信じているだけだ。そもそも中国モデルとは何か。一部はマルクス・レーニン主義で、ほかの一部は儒教主義だが、これらは相いれない。残りの部分は露骨な利己主義だ。つまり中国の制度には一貫した哲学による裏打ちがなく、思想的な戦いで勝つのは難しい」

「今後も米国と中国の競合は激しくなり、中国は領土面でも主張を強めるだろうが、これは思想やイデオロギーとは無関係だ。旧来型の地政学が、両国を駆り立てているのにすぎない」

しかし、「歴史の終着点が民主主義だという事実は揺るがない。」という点と「中国の制度には一貫した哲学による裏打ちがなく、思想的な戦いで勝つのは難しい」という点については、彼は間違っているのではないか？

## 4、 フランシス・フクヤマの誤り

フランシス・フクヤマは、1989年に発表した著書『歴史の終わり』のなかで、共産主義が終焉を迎え、人類は民主主義に留まると予測したが、それから21年経って、新しい著書を書いた。その日本語版が「政治の起源」（2013年11月、講談社）であるが、それは「政治制度の発展と衰退のメカニズム」を明らかにしたもので、2013年11月8日、日本記者クラブで、国家、法の支配、民主主義的な説明責任の三つが近代的な政治システムに必要なだ、と説明し、中国、アメリカ、日本と世界の歴史を語った。

フランシス・フクヤマの考えは、1989年に発表した『歴史の終わり』の延長線上にあり、共産主義が終焉を迎え、人類は民主主義に向かうというものであるが、果たしてそうであろうか？ フランシス・フクヤマは、日本記者クラブで、「国家、法の支配、民主主義的な説明責任の三つが近代的な政治システムに必要なだ」と説明したが、「民主主義的な説明責任」というのは、やはり民主主義にこだわった考え方であり、中国の天命政治に対する理解が不足しているのではないか？

私がいう中国の天命政治とは、共産党の一党独裁政治に他ならないが、共産党の最高指導者は、絶えず天命を意識すべきであって、国民に迎合する必要はさらさらない。天命政治の場合、国民に対して指導責任があるのであって、民主主義的な説明責任は必要ないのである。したがって、中国がより近代的な政治システムに向かう場合、私は、国家権力と法の支配と国民に対する指導責任がバランスよく融合しておればよいと考える。

何清漣は女性経済学者でありジャーナリストであるが、彼女によると、2015年5月に王岐山（習近平の懐刀であり、中央規律委の実際の指揮官）がフランシスフクヤマと会見した際、王岐山はフランシス・フクヤマに対して、中国は西側の予想するような民主主義の方向には進まないと表明した上で、「歴史の終焉」は書き直すべきと主張したらしい。そして、王岐山は、次の三点を伝えたらしい。

1、中国的特色の「政治」の理念。王は「政治は中国の解釈では文字通り『大衆を管理すること』であるということを理解すべきだ。

2、一党独裁（専制）は変えることはできない。共産党は法の上にあるというのが大原則。

3、我々は孔孟の道を研究する必要があるのであって、「フクヤマのいう国家、法治、責任の三つの要素は中国の歴史にすべてDNAとして存在する。中国の文化のなかにこの

DNAはあるのだ。」と。この意味は中国ははじめから政治的知恵はもう十分にあり、西側から学ぶ必要はない、ということである。

王岐山の考えはよく理解できる。その通りだろう。ただ、私としては、中国は孔孟の道を研究する必要があるというより、孔孟老荘の道を研究する諸子百家を大事にする必要があると思う。中国の伝統思想には、文治主義の官僚機構を生み出した世俗的な『儒教（孔孟思想）』に対立する思想として、無為自然の『道（タオ）』を説く脱俗的な『老荘思想』がある。

## 第2節 反民主主義を唱える人たち

### 1、山崎正和

世界の政治が大きく動く2017年。米国にトランプ新大統領が誕生し、英国では欧州連合（EU）離脱の手続きが開始される見通しだ。国民の直接投票がもたらす潮流をどうみるか。毎日新聞は、評論家・山崎正和氏（82）に聞いた。

――民意のうねりが、全く新しい政治現象を生んでいます。

国民投票の印象的な現象は二つあります。まず、英国のEU離脱を決定した昨年6月の国民投票が大きい。私は「単純化」と言っているのですが、移民問題が貿易の関係まで否定することになりました。

――原因の一つは政治の仕組みにあるのでしょうか。

直接投票の問題ですが、大統領選にせよ国民投票にせよ、二者択一で行われるということなのです。

国民投票は当然ながらイエスかノーか。A案に賛成だがB案にも魅力があると思っても投票する時にはどちらかです。そのために無理をする、あるいはほうそをつく。一点の賛否が全面的な賛否に変わりやすいのです。

それから特に国民投票の場合、結論が出た後の実施策について現実的な方策がありません。英国がEU離脱を決めても、離脱してからどうするかを書いていないからメイ首相はもたもたしています。

――昨年米大統領選では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の影響も目に付きました。

直接投票の欠点を深刻にするのが電子情報化です。国民投票に近いのはツイッターでしょうか。

電子情報の世界にはプロの世論誘導者がいません。

「電子情報社会」の特徴を見ると、直接投票の世界と同じ形をしていることに気がつきます。一種の無政府状態になり政治世界の無政府状態と似た現象が起きている。それらが共鳴すると、政治の矛盾がますますひどくなります。

## 2、スイスインフォ

欧州と米国で民主主義が深刻な危機状態にあることは、2016年の日々のニュースを見れば明らかだ。自由民主主義は、まさにそれが誕生した国々のもとで死に絶えるのだろうか。

スイスインフォはスイス放送協会の一部門であり、権威ある報道機関である。スイスインフォは国外向けにスイスのニュースや情報を発信するウェブサイトであり、主にスイスの政治、経済、文化、教育、観光を中心に情報発信している。そのスイスインフォでは、その考察の手がかりとなる議論を投げかけている。

民主制を導入する国の数が伸び悩み、専制政権が台頭している。80年代にラテンアメリカ諸国で独裁政権が倒れ、続くソビエト連邦の解体と89年のベルリンの壁崩壊が、東欧、アフリカ、アジアの民主化のきっかけとなったにも関わらずだ。

英国ケント大学の「スイス政治センター」のクライヴ・H・チャーチ氏によれば、スイスの政治システムは危機状態にある。同教授は、直接民主制のような制度の役割が変化した

と言う。「以前は、直接民主制によって、政治システムから除外されている人々が政治に影響力を持つことができた。しかし今日では、政党の政治手段になっている」

今年も、民主主義が定着しているはずの欧州の中核で、右派を始めとする反体制政党が躍進し、懸念が増している。世界が様々な危機に直面する中で、その対処にてこずる現政府に対して、抗議票が投じられているのだろうか。

この問題はより深刻だと強調するのは、全米民主主義基金の季刊誌「ジャーナル・オブ・デモクラシー」だ。最新版7月号に掲載された「解体の危機 民主制の失速」と題する記事では、1995年から2014年までに集められたデータが分析されている。

米国富裕層の若者たちのうち、軍事勢力が政権に就けば「よい」と考える人の割合は、95年の6%から現在の35%にまで上昇している。欧州でもやはり同様の傾向が見られる。ジャーナル・オブ・デモクラシーの編集長は、次のように答える。「まだ少数派であるとはいえ、有権者の一部には民主主義のシステムに極めて強い不満を抱いている人々がいる。彼らは、非民主的、反自由主義の政治体制が民主制に取って代わることを望んでいるようだ」

現代の私たちが生きる時代は困難に満ちているが、確固とした民主主義が現下の変化によるショックにどこまで耐えうるかが試されている。

### 3、プラトンとニーチェとミヒェルス

歴史的に民主主義への批判は数多いが、ここではこの三人を挙げておきたい。

古代アテネなどの民主政は、各ポリスに限定された「自由市民」にのみ参政権を認め、ポリスのため戦う従軍の義務と表裏一体のものであった。女性や奴隷は自由市民とは認められず、ギリシア人の男性でも他のポリスからの移住者やその子孫には市民権が与えられることはほとんど無かった。しかし、後に扇動的な政治家の議論に大衆が流され、政治が混乱しソクラテスが処刑されると、プラトン・アリストテレス・アリストパネスなどの知識人は民主政を「衆愚政治」と批判し、プラトンは「哲人政治」を主張した。

ニーチェは、民主主義の価値相対主義と平等主義はニヒリズムであると指摘した。リベラル（寛容）であるということは、命がけで守る信念もこだわりもないということであり、平等であるということは、高貴な貴族が消滅し、国民全体が畜群と化すということである。ニーチェは、“命がけで戦うなど野蛮であり、そんなことはしない自分たちは理知的であり、合理的であり、大人である”と胸を張る民主主義者たちのことを、最後の人間と呼ぶ。“民主主義者たちは胸を張るが、その胸は空っぽだ”と指摘している。

ロベルト・ミヒェルスは、実行力を持った組織をつくらうと思ったら、必ず権力は集中し、寡頭制化するという寡頭制の鉄則を説き、本質的な意味でチェック・アンド・バランスの機能した権力分立体制をつくることの困難さを指摘している。少数による多数の支配は不可避であり、現代の民主体制でも、国民→議員→政党→党首というように、必ず一個人や一組織に最終的な権力が集中する構造になっている。

## 4、佐伯啓思

佐伯啓思の「反・民主主義論」（2016年10月、新潮社）は、世界の人にも読んでほしい名著である。

「民主主義を守れ」と叫ぶ人がいる。「憲法を守れ」と怒る人がいる。だが、われわれは「民主主義」「憲法」を本当に考えてきたのか。それらを疑うことをタブーとし、思考停止を続けてきただけではないのか。戦後70年で露呈したのは「憲法」「平和」「国民主権」を正義とする民主主義の欺瞞と醜態だった—安保法制、無差別テロ、トランプ現象・・・直近の出来事からその本質を鋭く衝く名著である。今世界にこれほど鋭く民主主義の本質を衝いた著作はない。ここでは佐伯啓思の「反・民主主義論」（2016年10月、新潮社）を世界の人々、特に中国の人々に知ってもらいたいとの観点から、その骨子を紹介する。

まず、佐伯啓思は「反・民主主義論」（2016年10月、新潮社）の「まえがき」で、『2015年から16年にかけて、どういうわけか「民主主義」の意味を改めて問いかけたくなるような出来事があいついだ。それも日本だけでなく、世界的にである。』と述べ、日本、アメリカ、イギリスの例を挙げた上で、『これだけ列挙しただけでも、21世紀のこの時期に、「民主主義」が改めて問題になっているのだ。』と「民主主義」の衰退がはっきりしてきたことを強調している。

# 第2章 民主主義の本質

## 第1節 アメリカの民主主義について

佐伯啓思の「反・民主主義論」は、

第一章 日本を滅ぼす「異形の民主主義」

第二章 「実体なき空気」に支配される日本

第三章 「戦後70年・安倍談話」の真意と「戦後レジーム」

第四章 摩訶不思議な日本国憲法

第五章 「民主主義」の誕生と歴史を知る

第六章 グローバル文明が生み出す野蛮な無差別テロ

第七章 少数賢者の「民本主義」と愚民の「デモクラシー」

第八章 民主主義政治に抗える「文学」

第九章 エマニュエル・トッドは何を炙り出したのか

第十章 トランプ現象は民主主義そのもの

となっているが、第10章だけでも「民主主義」のどこに問題があるのかが判るので、ここでは第10章の要点のみ紹介することとしたい。佐伯啓思は第10章の中で、次のように述べている。すなわち、

『 巨額のカネが動く騒々しい壮大な見世物、これが今日のアメリカ大統領選挙の実態ということになった。』

『 大事なことは、トランプ現象の登場は、決して反民主主義なものではなく、それこそが民主主義そのものだという事です。大衆の歓呼によって指導者を選ぶ。一方、指導者たらんとするものは、大衆的歓呼をいかに引き出すかに腐心する、」それが民主主義の核心にほかなりません。民主主義が大衆（デモス）による統治（クラティア）である限り、大衆の歓呼によって選出される指導者こそが民主政治の第一人者なのです。』

『 このことは確かに、民衆の意志で社会を変え、世界を変える可能性に道を開くでしょう。そのことによっていわば世界観も変わってゆくでしょう。世界は自然や生まれた身分によって与えられたものではなく、こうあるべしと意思すればそのように変えることができる、ということです。人々の意思や人為や欲求がここに強く働きかけてくる。ところが、実際には、意思も欲求も人によってその内容が違っている。社会はかくあるべし、と

いうそのイメージが人によって異なる。誰もが自らの思いに従って社会の変革を求めるようになる。

そこで人々は、自分たちの欲求を主張し、それを実現してくれる指導者を選ぼうとしましょう。そのために党派を作って競い合うでしょう。この競い合いに敗れて自らの欲求が実現できなかつたものは、その政治に不満をつのらせるでしょう。かくて、民主政治は常に不満分子を生み出し、また、新たに彼らの主張を実現してくれる指導者を選ぶために、政治は不安定になり、社会はそれまで以上に不確実なもの、偶然的なもの、恣意的なものによって揺り動かされてしまうのです。

社会が変化すると言えば聞こえがいいのですが、それが良い方向への変化かどうかはまったくわかりません。ただただ、右へ左へと波間をただようだけで、決して先へは進んでいない、ということにもなる。しかも、そもそもこの社会という巨船の向かう目的地などというものは最初からどこにもない。ということになれば、政治は、様々な党派による自己利益や欲望の実現をめぐる闘争そのものになってくるでしょう。

もちろん、国家や歴史の向かう方向に確かな目的などというものはなから存在しないともいえます。そんなユートピア思想はヘーゲルやマルクスに毒された近代の産物に過ぎない、ということもいえるでしょう。』

『 しかし、民主主義のもとで、ある程度社会が成熟してくると、人々の関心も不満も、多種多様になってきます。「自由」や「多様性」や「個性」がますます「共通了解」を難しくしてしまう。また、平等の観念は、人々の間に生じるわずかな差異や差別に対して人々の意識を過敏にさせるでしょう。こうしたことの結果、社会を「改革」したはずなのに、そのことがますます問題を生み出し、不満を生み出す。そこでますます「改革」の要求が高まる、という悪循環に陥りかねません。』

『 ギリシャ人は、もともと、高い敬神の心をもった民族で、「神」や「自然」の秩序にさからえば人間社会に罰が下る、という思想をもっていました。災いをもたらすものは、「神」や「自然」の秩序を犯す人間の愚かさにある、と信じていた。人智を超えた秩序は人に対して与えられたもので、政治とは、本来、その自然の秩序をよりよい形で実現し、「神」の意志に従って社会を動かすものだった。それを民主主義は崩してしまっただけです。』

『 民主主義とは、確かに一種の革命的な意味をもっていた。それは、「神」や「自然」によって与えられた秩序の存在をもはや信用せず、人間にはその矩や法を超えてはならない領分があるという信念もすべて放棄したところに成立するのが革命的な思想だった。ところが、そこに同時に、決定的なパラドックスも生じたのです。』

『 権力闘争によって政権交代がなされ、指導者が変わるたびに、社会改革の方向が変わってしまう。ここに民主主義のもつ決定的な矛盾、パラドックスがあります。これはきわめて重要な点なのです。それは、ただ論理的な想定といったようなものではなく、現実にくらでも生じていることで、しかも、まさにそのことによって、民主政治という政治体制が、自らを崩壊へと導いてしまう、という種類のものなのです。』

『 アメリカ連邦政府を創設し、合衆国憲法を起草したひとりであるジェームス・マディソン、マディソンと一緒に「ザ・フェデラリスト」を書いたアレキサンダー・ハミルトン、「ヴァージニア権利憲章」を起草したジョージ・メイソンなどは、人民に大統領を選ばせるなど、盲人に色を当てさせるのと同様の愚行だ、といったぐらいです。

だから、連邦政府を創出するという連邦主義には、ある点では、人民による政治参加をうまく避ける意図があったのです。各州の代表者などによる代表政治は、ある種のエリートによる討議によって物事を決定するという点で、民主主義に対する警戒感から出ているのです。公共意識をもった優れた少数者が、相互に対等な立場で自由な論議を尽くして物事を決定するという「共和主義」も、決して「民主主義」と等値されるものではなかったのです。

人民がずかずかと国政の真ん中に入り込んでくると、それは、雑多な私的利益の無秩序な混融になり、そこから党派政治が生み出され、政治は墮落するというのがアメリカ建国の父たちが概して抱懐していた気分だったのです。

そして、このアメリカ政治が文字通り、人民のためになる、つまり本格的な「民主主義」になるのは、1829年のアンドリュー・ジャクソン大統領就任によってでした。いわゆるジャクソニアン・デモクラシーと呼ばれるものです。

奴隷を使った農業経営者として大成功した富裕な事業家であり、また屈強な軍事的英雄でもあったジャクソンこそは、まさに「強いアメリカ人」の象徴であって、圧倒的な大衆の歓呼によって大統領になったのです。彼がトランプのように吠えたかどうかは知りませんが、政党を作って全国大会を開催し、出し物とお祭り騒ぎと賄賂の中で選挙戦を行うというまさしく大衆動員の民主主義は、この時期に誕生したのです。』

『 後年の「民主主義者」は、このジャクソニアン・デモクラシーをアメリカ民主主義の輝かしい画期と見るでしょうが、ちょうどこの時代に（1831年から32年）アメリカを訪れたフランスの大貴族、アレクシ・ド・トクヴィルは、多大な戸惑いを感じながら、アメリカ政治を観察していました。トクヴィルは、一方で、アメリカに新たに誕生した民主主義というものが、アメリカ社会に大きなダイナミズムを与えており、この方向は、遅かれ早かれヨーロッパをも飲み込む歴史的潮流であることを予感しつつも、それに対して大いなる危惧の念を表明するほかなかったのです。彼はこういうことを書いていました。

民主主義は平等への強い情念を呼び覚ます。しかし、この期待はいずれ失望へと変わる。こうしたことは特に下層のものへのたえざる不満を生み出し、この平等を求める永遠の運動はひっきりなしに社会を動揺させる。』

『 トクヴィルがむしろアメリカ民主主義の最上の部分と見たのは、地方の小規模な町（タウンシップ）のようなコミュニティにおける市民による自由な自治でしたが、そこでは共和主義的な精神と宗教的・道徳的な価値がごく自然に人々の習俗の中に根を下ろしていたからでした。』

・・・・・・・・・・・・・・・・と。

## 第2節 イギリスの民主主義について・・・近藤康史の「分解するイギリス」(2017年6月、ちくま新書)より

### 1、まえがき

かつて世界で「民主主義のモデル」として賞讃されたイギリス政治。だがそれはいまや機能不全に陥り、ブレグジット(Brexit)=EU離脱という事態へと立ち至った。イギリスがこのように「分解」への道をひた走っている真の原因はいったいどこにあるのか。安定→合意→対立→分解へと進んできた現代イギリス政治の流れを俯瞰し、すでにモデルたり得なくなった英国政治の現状をつぶさに考察。混迷をきわめる現代政治のシステムと民主主義モデルの、今後あるべき姿を問いなおした著書が近藤康史の「分解するイギリス」(2017年6月、ちくま新書)である。「分解するイギリス」の「まえがき」で、近藤康史は次のように述べている。

一つの出来事を境として、ある対象についての見方や評価が、一変してしまうという経験はないだろうか。2016年6月の国民投票において、イギリスが「EU離脱」を選択したことは、そういう出来事だったように思える。それを境に、イギリスが、とりわけその民主主義が、色褪せて見えるようになってしまった人もいるだろう。

かつてイギリスは「民主主義のモデル」としてとらえられていた。イギリスは議会制民主主義をいち早く確立させるとともに、それが数百年もの間、壊されることもなく持続しており、その安定性も評価されてきた。

加えて、その政党政治のあり方は、とりわけ近年の日本においては、到達目標にされてきた部分もある。安定した二大政党が生み出す、政策論争とアカウンタービリティーとの両立。それは政党の離合集散が激しく、政党システムが安定せず、政権交代もなかなか起こらず、さらに「決められない政治」が問題視されてきた日本にとって、理想像のようにとらえられてきた。

しかし、EU離脱という決定を生み出した後でもなお、議会制を中心とするイギリス民主主義を、このような「理想」「モデル」とすることはできるだろうか。そもそもEUの問題が、国民投票という議会外の手続きに委ねられたこと自体、議会における政党政治では「決められなかった」ことを示している。国民投票のキャンペーンにおいては、政策論争というよりも、事実に基づかない首長や明らかな間違い、あるいはデマが飛び交う場面が目立った。その過程では、移民がスケープゴートにされて社会の分断が露わになるとともに、残留を主張する議員が殺害されるという事件まで起きた。そしてEU離脱という非合理的とも見える結果は、世界に衝撃を与えた。

このような国民投票の過程と結果は、イギリス民主主義への信頼性を揺るがせ、疑問視させるに十分であっただろう。しかし、このような変化は一朝一夕に起きたわけではない。「EU離脱」という決定はイギリス民主主義の変質を白日の下にさらすものではあったが、その変質は、もっと以前から、じわじわと進んできていた。

## 2、イギリスの議会

イギリスの議会は、1991年に国王の任命する貴族議員で構成される貴族院が無力化して、国の重要法案は選挙で選ばれた議員で構成される庶民院で決められることとなった。つまり、徹底した民主主義というか、徹底した国民第一主義となった。ポピュリズム政治の始まりである。ポピュリズム政治では、EUの問題など国を左右する問題が生じたとき、良識ある判断ができなくなり、勢い国民投票を行うことになる。したがって、イギリス民主主義の変質は貴族院の無力化から始まったと言える。「分解するイギリス」で、近藤康史は貴族院の無力化の経緯について次のように述べている。

イギリスの議会の起源は、貴族からの同意を調達する点にあり、その出自は貴族院（上院）にあるとも言える。庶民院（下院）が成立し、現代へとつながる二院制が確立したのはその後であり、当初は権限も貴族院の方が強かった。しかし、貴族院は選挙で選ばれる議員によって構成されるわけでない。したがって、代表原理の観点からすれば、選挙で選ばれた代表からなる庶民院の方が、より強力な正統性を持つ。

19世紀以降に参政権拡大という形で民主主義化が進んでいくと、代表原理を有する庶民院の方が優位に立つようになっていく。庶民院の権限の強化は徐々に進んでいくが、貴族院との権限関係が、「下院（庶民院）の優越」へと決定的に結びつく画期となったのは1911年であり、その年に成立した議会法であった。

この頃、庶民院（自由党政権）の成立させた法案が、貴族院（保守党優位）で拒否されるという事態が続発し、庶民院と貴族院との間で対立が高まっていた。1909年の財政に関する法案の扱いをめぐって、その対立は頂点に達する。財政に関する法案については、19世紀にはすでに「下院（庶民院）の優越」が慣習化していたのだが、貴族院はそれを無視し、庶民院の決定を拒否したのである。

それに反発した自由党政権は、二度の解散総選挙を経て、貴族院の権限を制限する議会法を1911年に成立させた。その内容は、まず庶民院で開始された法案については、貴族院の反対があったとしても、最初の討論から三回の会期を連続して庶民院を通過した場合、国王の同意に送られるというものである。この規定によって、貴族院の拒否権は、2年間だけ法案成立を遅らせることができるという「一時停止的な拒否権」にとどめられる。第二に、歳入など予算にかかわる法案を「金銭法案」と規定し、これらは貴族院の同意が得られなくても、一ヶ月後には成立するとしたのである。

### 3、イギリスとEU

「分解するイギリス」で、近藤康史は「イギリスとEU」について次のように述べている。

イギリスにとってEUという争点は、単にヨーロッパ諸国との外交の問題にはとどまらない幅を持つ。EU域内での市場統合がイギリスにどのような利益をもたらすかという点では、経済政策の問題でもあった。また統合が進むにつれてEUで行われた立法が加盟国の法律に影響する事例は増えてきたが、それは主権の問題とも関連している。さらに、イギリスの人々は他の加盟国に比べれば「ヨーロッパ」に対するアイデンティティが弱く、EUの制度に対する信頼性が低いというデータが出ており、人々の認識や文化に関わる問題という側面も持つ。

EUが発展するにつれ、様々な分野に関わる多元的な問題として、イギリスとEUの関係は複雑化してきたのであった。また、このような複合的かつ多元的な争点は、二大政党の対立軸にはすっぽりとは収まらない。そのためEUとの関係をどうするかは、常に党内の対立の火種となってきたのである。

したがって、EU統合が進展すればするほど、つまりEUが多く政策分野にまたがる存在になればなるほど、イギリス側では対立が複雑化し、混迷が深まるという、いわば反比例のような関係が、イギリスとEUとの間には存在していたのである。

現在のEUの発端は、1951年に、ドイツやフランスほか六カ国によって設立された欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）である。ECSCはその後、加盟国間で共通の関税制度を適用し、その間での自由貿易の進展を目指して発展した。その結果、欧州経済共同体（EEC）、そして欧州共同体（EC）へと名称が変化するとともに、加盟国も増えていった。

イギリスは、発足当初には加盟していない。かつてウィンストン・チャーチルは、第二次世界大戦直後の1948年に、イギリスがソ連に対抗する「三つの軸」の中心になるべきだと論じた。その三つとは、英米からなる大西洋同盟、英連邦、そしてヨーロッパである。とはいえ当時のイギリスは、その三つの中でも英米関係と英連邦を重視していた。しかし、1956年のスエズ危機でアメリカの支援が得られず、イギリスは作戦の中止を余儀なくされるなど、アメリカとの関係は安定的ではなかった。また戦後において英連邦に対するイギリスの影響力も低下する一方であった。他方で、貿易面を中心にイギリスとヨーロッパとの関係は進展していく。このような状況の下、イギリスは、自由貿易圏でもあるECに加盟することで、市場を広げ、さらなる経済的利益を求めようとしたのであった。

イギリスは、1961年のマクミラン保守党政権時にEEC加盟を、67年のウィルソン政権時にEC加盟を試みるが、二度とも失敗してしまう。その理由は、イギリスの加盟を通じてアメリカの影響力が及ぶことを嫌った、フランスのド・ゴール大統領の拒否であった。ド・ゴール政権が終焉した後の1973年、ヒース保守党政権時に、ようやくEC加盟がかなった。

このころ二大政党のうちでもEC加盟により熱心だったのは保守党の方であった。その理由は、先にも述べたような経済的理由である。また、当時のECは経済統合が中心で政治統合はあまり進んでいなかったため、加盟によってイギリスの主権が脅かされるといったような反対は、保守党内でもまだ多くはなかった。ただし、一部のナショナリストによる批判は、当時から見られた。

むしろ反対が多かったのは労働党内においてである。ECが進める市場統合は、結局のところ企業経営者の利益を優先するような「資本家クラブ」であるとして、労働者を支持基盤とする労働党は警戒した。また、当時の労働党は国有化方針を掲げており、ECに加盟すれば経済における国家の役割は制限され、国有化ができなくなるのではないかという批判も、左派を中心に存在した。

とはいえ、EC加盟反対で労働党が一枚岩になっていたわけではなく、積極派の議員も存在した。EC加盟に関する議会での採決に関して、労働党は最も厳しい「三本のアンダーライン」によって、「反対」を投票するよう指示していたにもかかわらず、69名の労働党議員がそれに反対して「賛成」を投じたとされる。このようにECという問題はこの頃すでに党内対立の火種であり、賛成も反対も政党横断的に形成される構図であった。

それを受けて1975年には、ECに残留するかどうかの国民投票が行われた。この国民投票では、「残留」が70%近くを占め、加盟継続が決まった。

保守党の側はどちらかといえば、ECに対して好意的な立場が主流であったが、1980年代のサッチャー政権期に、変化が見られるようになる。

この変化は、ECの側の展開とも密接にリンクしている。1980年代のECでは、関税以外のさまざまな障壁も取り除き、域内の市場の統一を目指す単一欧州議定書が調印されるなど、統合がもう一段階進んだのである。これが単に、自由化や規制緩和といった経済的領域だけの問題であれば、それはむしろサッチャーのネオ・リベラル的志向とも合致するものだっただろう。しかしEC統合が進展するにつれ、ECの権限を拡大し、ヨーロッパ規模の連邦国家的機構を目指す議論も登場してきた。その場合、加盟国はそれぞれ連邦国家における「州」のような存在になり、国家としての主権が制限される可能性がある。

サッチャーは、このような方向性に対して激しく反発した。1988年にサッチャーがベルギーで行ったいわゆる「ブリュージュ演説」では、その一言一言に、反発があからさまに示されている。「ヨーロッパ複合体の中心に集権化することは、私たちが求めている目標を傷つけ危険にさらすだろう。」「ヨーロッパは、フランスがフランスであり、スペインがスペインであり、イギリスがイギリスであるからこそ強くなるのだ。」「ユートピアは決してやってこない。」。

この演説がなされた1980年代終盤のECは、ジャック・ドロール委員長の下、単に市場統合を進めるだけでなく、市場から労働者を保護するための共通社会政策の形成へと動き始めていた。サッチャーはそれを、自由市場への障害であり、各国の主権を損なうとして拒否したのである。ECからの規制や介入の拡大を、「主権」の観点から警戒する議論が、保守党内で広がりつつあった。

その後、保守党内で決定的にヨーロッパ懐疑主義が強まったのは、1990年からのメージャー政権期であった。

そのきっかけの一つは、EC統合が一段階、勧められたことである。1992年のマーストリヒト条約においてECは、ユーロへと通貨を統合することと、共通の外交・安全保障や司法・内務の協力へと統合を進め、欧州連合（EU）を創設することを決めた。これま

での経済統合から政治統合へと踏み出すものであり、各国が国家主権に基づいて担っていた分野を、EUで共通で行う方向へと一歩進んだことを意味している。

したがってマーストリヒト条約は、より一層「主権」の問題に踏み込むものであったが、メージャ首相は批准するつもりであった。しかし、1992年にデンマークで行われた批准の可否を問う国民投票で否決となり、またその後のフランスでの国民投票では賛成が51%という僅差の結果となると、イギリスの保守党内での懐疑派は、反対の立場から勢いを増していく。

イギリス政治の研究者であるアグネス・アレクサンドル＝コリアは、この頃からイギリスのヨーロッパ懐疑主義は、単にイデオロギー的潮流として存在するだけでなく、「ブルージュ・グループ」といった形で、メディアなど議会外も含めて組織化されていったとしている。このような組織の支援にも基づいて、その後のEU関連での採決でも保守党から造反が相次いだ。

# おわりに

一国の政治システムというものは、その歴史的経緯から現在の政治システムがあるのであり、日本で場合、今後、中国のような共産党一党独裁政治になることは絶対にならない。現在の民主政治ががずっと続くことになる。しかし、民主政治には、本論で述べたような、本質的な欠点があるので、そのあり方を考えねばならない。そこで、日本における民主政治のあり方について私の考えを申し述べたい。

第2章ではイギリスの議会について見てきたが、イギリスの議会は、1991年に国王の任命する貴族議員で構成される貴族院が無効化して、国の重要法案は選挙で選ばれた議員で構成される庶民院で決められることとなった。すなわち、1911年に成立した議会法によって、庶民院で開始された法案については、貴族院の反対があったとしても、最初の討論から三回の会期を連続して庶民院を通過した場合、国王の同意に送られるというものに成った。この規定によって、貴族院の拒否権は、2年間だけ法案成立を遅らせることができるという「一時停止的な拒否権」ととどめられる。第二に、歳入など予算にかかわる法案を「金銭法案」と規定し、これらは貴族院の同意が得られなくても、一ヶ月後には成立するとしたのである。これに対して、日本の場合、上院つまり参議院の拒否権は非常に強い。

衆議院可決後に参議院で否決され返付された（又は修正議決され回付された法律案への同意を否決した場合の）衆議院議決案を衆議院で出席議員の3分2以上の多数で再可決すれば法律となる。しかし、3分2というハードルは非常に高く、実質、参議院の同意が得られないとすべて法案は成立しない。この衆議院可決案の受領後60日以内に参議院が議決しない場合、衆議院は参議院が法案を否決したとみなすことができる（[憲法第59条](#)）。このように日本の場合、上院つまり参議院の拒否権は非常に強いのである。

それでも、日本の政治がうまく行っているとは言いがたい。何が足りないのか？ 私は、根本的な問題として、二つあると思う。一つ目は参議院における成熟した議論をもっと増やすことよって参議院の権威をさらに高めること、二つ目は天皇が「祈る人」であることを政治家はもちろん国民も十分認識して、皇室の繁栄を図ることである。

まず一つ目であるが、民主主義の欠点であるポピュリズムに陥らないよう、参議院における成熟した議論をもっと増やさなければならない。地方区選出の参議院議員は、衆議院議員の場合と同様、その時の風に流されやすい傾向があるが、そうならないためには、国民の判断能力を上げることが基本的に必要である。しかし、これはほとんど不可能に近い。

ではどうするか？ 学校教育やマスコミに期待することは無理。私はいろいろ考えた挙句、結局は二つ目の解決策しかないのではないかと思うようになった。天皇が「祈る人」であることを政治家はもちろん国民も十分認識しておれば、天皇の「お気持ち」を察して、有識者の多い参議院では、いい加減な議論は影を潜めていくのではないか。

日本の場合、国会という政治的権力を越えて、天皇という政治的権威が存在する。天皇には政治的権力はない。しかし、天皇には権威がある。もちろんそれは宗教的権威ではない。政治の世界でも天皇の権威はある。国会は天皇のご臨席の下に開催されるし、大臣や副大臣の任命も天皇によって行われる。政治の世界における天皇の権威を「政治的権威」と呼んでいるのだが、天皇に政治的権力はない。政治的発言も許されていない。しかし、少なくとも天皇から任命された大臣や副大臣は、天皇の「お気持ち」を察していい加減な行動をとりにくくなる。それが私の実感であり、私は、天皇と皇室の繁栄を願わずにはおられない。

イギリスの場合も国王という権威が存在するが、その歴史は日本の場合の方がはるかに古く、その権威はより深く私たち国民の心に染み込んでいる。